

○国土交通省告示第千十七号

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第七十七条第三項の規定に基づき、自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年八月三日

国土交通大臣 石井 啓一

自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示の一部を改正する告示

は組合の名称を定める告示の一部を改正する告示
自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称を定める告示（平成二十六年国土交通省告示第八百七十二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>二〥十二 (略)</p> <p>十三 楽天損害保険株式会社</p> <p>十四〥十七 (略)</p>	<p>自動車損害賠償保障法第七十七条第一項の規定に基づき業務の一部の委託を受けた保険会社又は組合の名称は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二〥 朝日火災海上保険株式会社</p> <p>三〥十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>十四〥十七 (略)</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。